支援者及び二次予防事業対象者に限るものとする。ただし、要支援者又は二次予防事業対象者が自らケアプランを作成し、市町村又は地域包括支援センターが適当と認めた場合は、介護予防支援・ケアマネジメントに係る事業の対象者でなくとも、予防サービスに係る事業及び生活支援サービスに係る事業の対象者となることができるものとする。

さらに、予防サービスに係る事業及び生活支援サービスに係る事業の対象者となる要支援者については、市町村又は地域包括支援センターが、当該要支援者の意思を最大限に尊重しつつ、当該要支援者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、適切なケアマネジメントに基づき、決定することとする。

また、要支援者及び二次予防事業対象者に係る事業のうち、二次予防事業対象者の把握に係る事業の対象者は、市町村が行う介護保険の第一号被保険者（要介護者及び要支援者を除く。）とする。

四　各事業の内容

要支援者及び二次予防事業対象者に係る事業の各事業の内容は、次のとおりとする。

(1)　予防サービスに係る事業

予防サービスに係る事業は、要支援者及び二次予防事業対象者に対して、訪問型予防サービス（要支援者又は二次予防事業対象者の居宅において、介護予防を目的として、訪問介護員等（介護福祉士又は法第八条の二第二項に規定する政令で定める者をいう。）により行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援をいう。以下同じ。）、通所型予防サービス（介護予防を目的として、適切な施設又は事業所において、介護等（入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認その他の必要な日常生活上の支援をいう。）及び機能訓練を行うことをいう。以下同じ。）等のうち市町村が定めるサービスを行う事業とする。

要支援者に対しては、訪問型予防サービス及び通所型予防サービス以外の介護予防サービスのうち市町村が定めるサービスを行うことができる。なお、予防給付を受けている要支援者が、当該予防給付の支給対象となった介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービス（以下「支給対象サービス」という。）とは異なる種類のサービスを予防サービスに係る事業において利用することは可能であるが、支給対象サービスと同じ種類のサービスを予防サービスに係る事業において利用することはできない。

二次予防事業対象者に対しては、自立支援の効果を高める観点から、可能な限り通所型予防サービスを行うことにより対応することを基本とする。一方、要介護状態等から改善した二次予防事業対象者であって特に必要があると認められる者に対しては、訪問型予防サービスを実施するとともに、うつ、法第五条の二に規定する認知症、閉じこもり等のおそれがある又は既にこうした状況にあるなどにより、通所型予防サービスへの参加が困難である二次予防事業対象者に対しては、保健師等が居宅を訪問して、生活機能に関する問題を総合的に把握及び評価し、必要な相談や指導を実施するものとする。

通所型予防サービスは、要支援者又は二次予防事業対象者の心身の状況等を踏まえ、運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上に係るサービスなど、介護予防の観点から効果が認められると市町村が判断するサービスを提供するものとする。

(2)　生活支援サービスに係る事業

生活支援サービスに係る事業は、要支援者及び二次予防事業対象者に対して、次に掲げる事業のうち市町村が定めるものを実施する事業とする。

①　栄養の改善を目的として、配食を行う事業

②　要支援者及び二次予防事業対象者が自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、定期的な安否確認及び緊急時の対応を行う事業

③　その他地域の実情に応じつつ、予防サービスに係る事業と一体的に行われることにより、介護予防及び日常生活支援に資する事業

なお、③に掲げる事業において提供するサービスは、地域の実情に応じて、市町村において独自に定めるものであり、複数のサービスを実施することが可能である。

(3)　ケアマネジメントに係る事業

ケアマネジメントに係る事業は、要支援者（指定介護予防支援又は特例介護予防サービス計画費に係る介護予防支援を受けている者を除く。以下この(3)において同じ。）及び二次予防事業対象者に対して、介護予防を目的として、その心身の状況、その置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、予防サービスに係る事業、生活支援サービスに係る事業その他の適切な事業が包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行う事業とする。

このため、ケアマネジメントに係る事業の実施に当たっては、要支援者又は二次予防事業対象者ごとの状況等に関する課題分析等が行われるとともに、当該分析等の結果を踏まえたケアプランが作成され、当該ケアプランに基づいた事業の実施がなされること、また、事業実施後には、要支援者又は二次予防事業対象者の状況等の再評価が行われることが必要である。なお、二次予防事業対象者については、ケアプランの作成の必要がない場合には、事業の実施前及び実施後に事業実施担当者と市町村又は地域包括支援センターとが情報を共有することにより、ケアプランの作成に代えることができる。

また、ケアマネジメントに当たっては、利用者自身による取組、地域住民等による支援等を積極的に位置付けるよう努めることとする。

(4)　二次予防事業対象者の把握に係る事業

二次予防事業対象者の把握に係る事業は、市町村が二次予防事業対象者を把握する事業とする。二次予防事業対象者の把握に係る事業の実施に当たっては、市町村は、全ての第一号被保険者（要介護者及び要支援者を除く。）に対して実施される実態把握、当該市町村において要介護認定等に係る事業を実施する者又は保健分野において訪問活動を担当する保健師等との連携による実態把握、医療機関、民生委員等との連携による実態把握など、様々な機会を捉えた実施に努めるものとする。

(5)　事業評価に係る事業

事業評価に係る事業は、第一の四に基づき、要支援者及び二次予防事業対象者に係る事業の実施状況等に関する評価を実施する事業とする。

第三　一次予防に係る事業

一　基本的な考え方

一次予防に係る事業は、介護予防のための個々人の取組を、日々の生活として定着させるとともに、介護予防に資する自主的な活動が広く実施され、高齢者が積極的にこうした活動に参加し、介護予防に向けた取組を実施する地域社会の構築を目指し、介護予防に関する知識の普及及び啓発や地域における自主的な介護予防に資する活動の育成及び支援を実施することを目的とする。

二　事業の対象者

一次予防に係る事業の対象者は、地域における全ての第一号被保険者とする。

三　事業の実施

一次予防に係る事業は、次のような内容の事業の実施が想定されるが、それぞれの地域における特性を踏まえた事業が積極的に展開されることが期待される。この場合において、市町村においては、それぞれの地域でどのような介護予防及び日常生活支援に資する活動がどのように実施されているのか、適宜その把握に努めるとともに、事業の実施に当たっては、地域住民の介護予防・日常生活支援総合事業に関する理解を深め、二次予防事業対象者の早期把握の促進等を図ることや、地域において育成されたボランティアや地域活動組織を要支援者及び二次予防事業対象者とならなくなった者の支援のために積極的に活用するなど、要支援者及び二次予防事業対象者に係る事業との有機的な連携に努めることが必要である。

(1)　介護予防に資する基本的な知識を啓発普及するためのパンフレットの作成及び配布、講演会の開催等

(2)　介護予防に関するボランティア等の人材を育成するための研修

(3)　介護予防に関する知識又は情報、各対象者の介護予防・日常生活支援総合事業の実施の記録等を管理するための手帳等の配布

(4)　介護予防に資する地域活動組織の育成及び支援